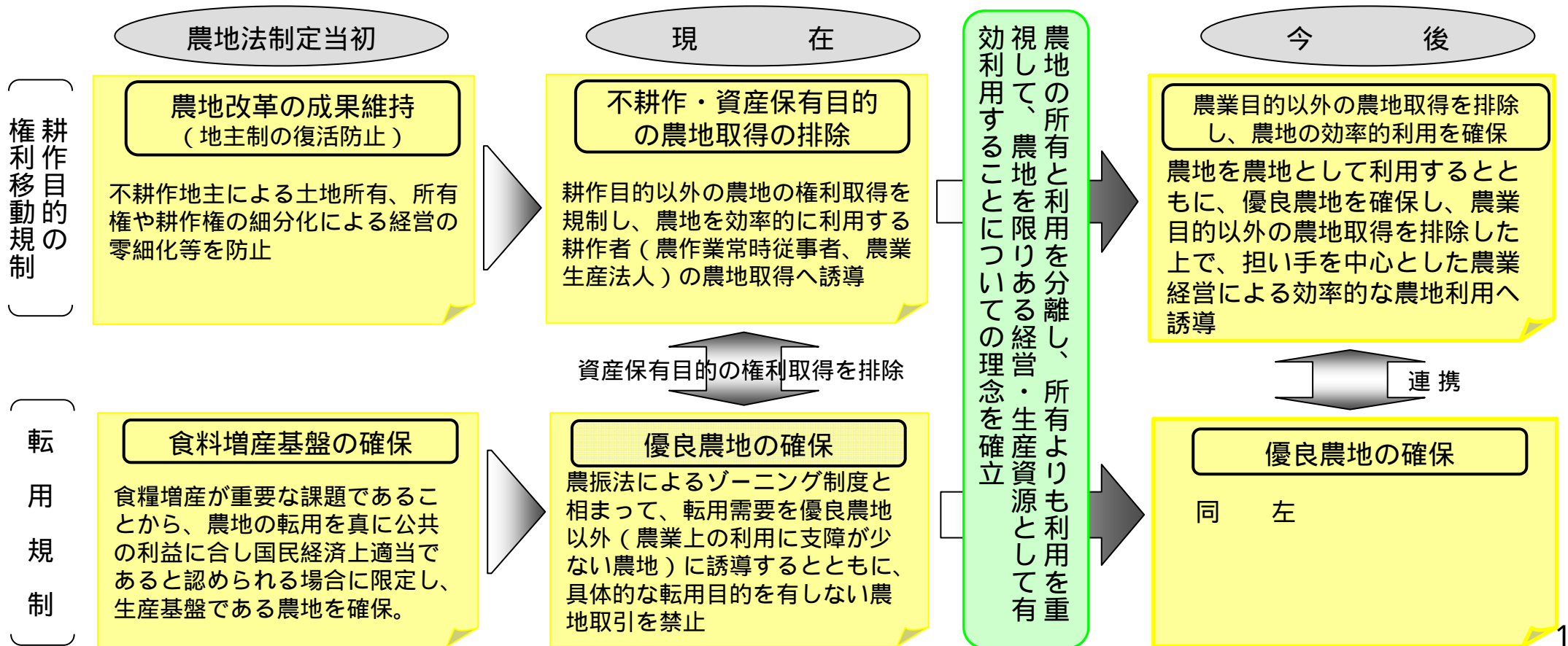


「農地の権利移動規制、優良農地の確保、耕作放棄地対策に係る検討の方向」
 (平成19年5月15日 農地政策に関する有識者会議)

(1) 農地の権利移動規制・転用規制の基本的考え方

農地法制定当初の目的は、地主制の復活防止等農地改革の成果維持と食糧増産基盤の確保
 その後目的は、耕作目的以外の権利取得の排除・優良農地の確保に実質的に移行
 当初目的としていた地主制の復活の懸念は消滅
 耕作目的以外の農地取得への思惑は引き続き存在
 全農地(467万ha)について利用状況の監視(事後)は膨大な人員や手間を要し、実態的に不可能

農地を限りある経営・生産資源として有効利用することについての理念を確立し、これを実現するためには、
 権利移動規制(農地の権利取得時における許可制度)は、農地の農業上の利用の確保のためのチェックを、権利移動の機会に行うという現実的に可能な手法として、必要な見直しを行いつつ、引き続き実施することが必要ではないか。
 また、優良農地の確保のためには、転用規制も同様に必要ではないか。



(2) 農地の権利移動規制・転用規制等をめぐる状況と検討の方向

農地の権利移動規制

農業経営の多角化・高度化

農業経営は、農業技術の進歩、経営規模の拡大、消費者ニーズへの対応等に伴い、必ずしも「経営＝農作業（耕作）」と同一に取り扱えなくなっている現状。

発展を志向する担い手による農業経営は、経営者自らは生産部門から加工・販売部門やマーケティング・企画管理等の部門へ業務の比重をシフト。

農業生産法人の発展

農業生産法人数は、平成18年1月現在で8,412法人に達し、その事業内容も、農業生産以外の関連事業に取り組む法人が増加、農業生産及び関連事業以外の事業を兼営している法人も出現。

農業生産を強化する一方、経営の多角化・高度化等を志向し、また、資本の充実や資金調達が多様化のために第三者による出資を求める法人も多い。

集落営農の法人化に際し、当該法人との作業受委託関係を続けたい構成員が多数いる場合、現行の農業生産法人の構成員要件を満たすことが困難になるおそれ。

一般企業等の農業参入

一般企業等による農業参入数は着実に増加し（平成19年3月現在206法人）、耕作放棄地の解消・発生防止や地域の活性化に貢献。

参入した法人や市町村からは、「参入区域の設定の改善」、「参入手続きの簡素化」等を求める意見。また、支援措置として、「土地の確保」、「農家と同様の資金融通等の支援」等を求める声。

検討の方向

担い手の農業経営の多角化・高度化を図るため、個人の農地の権利取得要件について、農作業常時従事要件等「経営＝農作業（耕作）」と同一に取り扱うことを前提としたものを担い手の経営実態に即したものにすることが必要なのではないか。

法人経営の発展を図るため、農業生産法人の事業、構成員、役員等の要件について、個人の農地の権利取得要件の見直し等の関連も考慮しつつ、法人経営の多角化・高度化や資本の充実に資するものとする必要があるのではないかと。その際、集落営農の法人化についても、その推進に資するよう、制度的バランスに配慮しつつ対応策を検討する必要があるのではないかと。

企業等の円滑な参入のため、参入区域の設定の改善や参入手続きの簡素化等所要の見直しを行う必要があるのではないかと。

なお、特定法人の農地所有については、農地は有効利用されなければならないとの理念との整合性の観点から、慎重に対応する必要があるのではないかと。

農地の転用規制等

優良農地の確保

近年では農地転用面積は減少傾向だが、新規の農地開発による農地面積の増加は期待しにくい状況であり、今後も農地面積は減少の見込み。

農業振興地域制度・農地転用許可制度は、農地転用の相当部分を農用区域等の優良農地以外へ誘導。

農地法制、都市計画法ともに、規制緩和、地方分権が進展。一方、昨年のもちづくり3法改正では、大規模商業施設等については規制強化。

検討の方向

計画的な農業上の土地利用を図る農業振興地域制度において、担い手の経営基盤である優良農地について、担い手の意向等も踏まえつつ、公共転用のあり方も含めてその保全・確保を一層推進するための措置を講じることが必要ではないか。

農地面積が減少する中、優良農地確保の観点から、農地の農振農用区域への編入を一層促進するための措置を講じることが必要ではないか。

耕作放棄地対策

耕作放棄地の発生防止・解消

耕作放棄地の発生原因としては、土地条件が悪いことや、高齢化による労働力不足、農地の受け手不足等があげられているところ。

検討の方向

農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地に関する措置等について、その活用促進策を講じるとともに、農用区域内の耕作放棄地を対象に実態を把握した上で、これを踏まえて簡易な農業基盤整備、中山間地域等直接支払交付金、本年度から実施する農地・水・環境保全向上対策など、耕作放棄地発生防止等に有効な施策を総合的に推進する必要があるのではないか。